

※ 戸籍個人事項証明又は全部事項証明の注意事項

お持ちの免許証に記載されている氏名、本籍地から今回の籍訂正・書換交付申請時までに戸籍事項が複数回変更されている場合（転籍・婚姻等）には、現在の戸籍事項証明書に加えて、変更に係るすべての戸籍事項証明書等が必要になります。

また、戸籍を変更した後に、その戸籍のある区市町村がコンピュータ（電算）処理を開始した場合、個人（全部）事項証明書に併せて改製原戸籍も必要になります（コンピュータ化前にすでに変更手続き済みの場合は必要ありません）。

戸籍のコンピュータ（電算）化については、戸籍のある区市町村にご確認ください。なお、横浜市に本籍がある（あった）方については、平成 20 年 7 月 19 日より戸籍事務のコンピュータ処理が開始されましたのでご注意ください。